

甲種防火管理新規講習及び防火管理再講習のご案内

1 目的

消防法第8条第1項の規定により、学校、病院、工場、事務所等不特定多数の者が出入りし、勤務又は居住する一定の防火対象物（収容人員が30人又は50人以上[※]）で、資格を有する者のうちから防火管理者を定めなければならないこととなっており、この資格を取得することにより、これら施設の関係者に、防火管理者を中心とした防火管理に関する理解と関心を深めてもらうとともに、防火管理体制の質的強化を図るため、本講習会を開催するものです。

※ なお、6項（ロ）に関しては、面積に関係なく、収容人員10名以上で必要となります。

2 講習方法

オンライン講習に変更します。詳細は、三重紀北消防組合ホームページをご覧ください。

3 実施日時

(1) 甲種防火管理新規講習（毎年6月、10月の年2回）

ア 6月開講（5月受付開始。オンラインで、おおむね10時間を2週間以内に受講。）

イ 10月開講（9月受付開始。オンラインで、おおむね10時間を2週間以内に受講。）

(2) 甲種防火管理再講習（毎年10月の年1回）

10月開講（9月受付開始。オンラインで、おおむね2時間を2週間以内に受講。）

4 甲種防火管理新規講習受講対象者

防火管理者を定めなければならない防火対象物の関係者で、火災予防について管理的又は監督的な地位を有する者又は防火管理者を補助する者。

5 甲種防火管理再講習受講対象者

収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者で、最後に講習の課程を修了して、最初の4月1日から5年以内に受講していない者。

6 受講費用

(1) 甲種防火管理新規講習 7,150円

(2) 甲種防火管理再講習 5,500円

7 その他

(1) 消防法施行令第3条第1項第1号（ロ）から（ニ）まで及び同項第2号（ロ）に定める者（特定の経歴を有する者）以外の者は、防火管理新規講習を受講しなければ、防火管理者になることができません。

(2) 防火管理者を選任する場合は、消防法施行令第3条に定める資格を有する者で、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることが必要です。

(3) 防火管理者の選任を必要とする事業所で防火管理者を選任していないときは、消防法により処罰されることがあります。

(4) 修了証は、全課程を受講し、効果測定に合格した受講者のみに交付されます。

(5) オンラインのシステム上、講習科目の免除は行うことはできませんので、ご了解下さい。

(6) オンライン申込時の入力まちがいや設定まちがい等のトラブルには、応じることができませんので、十分注意して入力して下さい。

問い合わせは、三重紀北消防組合 予防課（TEL 22-2051）にお願いします。